

# 令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について（下諏訪町）

この順番でまとめて提出してください。

## 給与支払報告書の提出対象となる方

- ・中途退職者、パート、アルバイト及び季節労働者等を含め、令和5年1月1日～12月31日の間に給与の支払いがあった全ての方（以下受給者とする。）について提出してください。

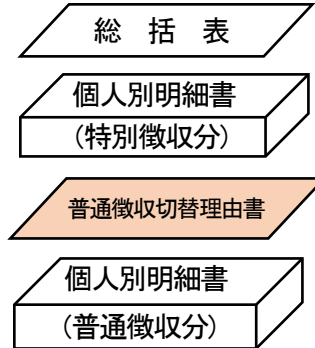
## 提出について

- ・次の①～③の書類をそれぞれ正本1部のみ提出してください。

### ①総括表

### ②給与支払報告書（個人別明細書）1人1枚のみ（A5）

### ③普通徴収切替理由書（普通徴収とする受給者がいない場合は不要。）



- ・令和6年1月1日現在、受給者の居住する市町村宛に提出してください。他市町村分が混在しないよう、受給者の住所を必ず再確認してください。混在した場合は5月の税額通知の発送に支障が生じる恐れがあります。

## ○提出期限：令和6年1月31日（水）厳守

## 総括表の記入について

- ・法人番号（個人番号）、名称、所在地、連絡先を記入してください。なお、昨年までに当町に「給与支払報告書」をご提出いただいた事業所については、上記内容を一部印字して送付しています。変更がある場合は、朱書きで訂正してください。
- ・報告人員欄に該当人数をそれぞれ記入してください。普通徴収とする受給者がいる場合は、その合計人数と「普通徴収切替理由書」に記入した合計人数に相違がないように記入してください。
- ・特別徴収納入書が必要な場合は、「特別徴収納入書」欄の【要】を○で囲んでください。税額通知書を発送する際に納入書を同封します。（【不要】に○がされている場合は、納入書は同封いたしませんのでご了承ください。）

## 給与支払報告書（個人別明細書）及び普通徴収切替理由書の記入等について

- ・長野県と県内市町村では、個人住民税の特別徴収を徹底しておりますが、「普通徴収切替理由書」の普A～普Fに該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができます。「普通徴収切替理由書」の普A～普Fに該当し、特別徴収を行わないこととする場合は、その受給者の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に普A～普Fの符号を記入するとともに、「普通徴収切替理由書」の人数欄に理由ごとの該当人数および合計人数を記入して提出してください。
- ・中途就職者で前職に給与がある場合は、前職分（事業所所在地、名称、退職年月日、給与支払額、社会保険料控除額、源泉徴収税額）を摘要欄に記入し、合算して年末調整をしてください。
- ・事業専従者の場合は摘要欄に「専従者給与」または「専給」と記入してください。
- ・eTAXによる提出で普通徴収とする場合は、「普通徴収切替理由書」は不要ですが、普A～普Fを摘要欄に入力した上で、「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。※チェックがない場合は、特別徴収となります。

## 異動届の提出について

- ・退職等により異動が生じた場合は、直ちに「給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、異動が令和6年1月以降の場合は、令和6年5月分までの未徴収税額について一括徴収が義務づけられています。特に、就労している外国人の方が退職する場合は帰国を伴うことが多いので、必ず一括徴収をお願いします。